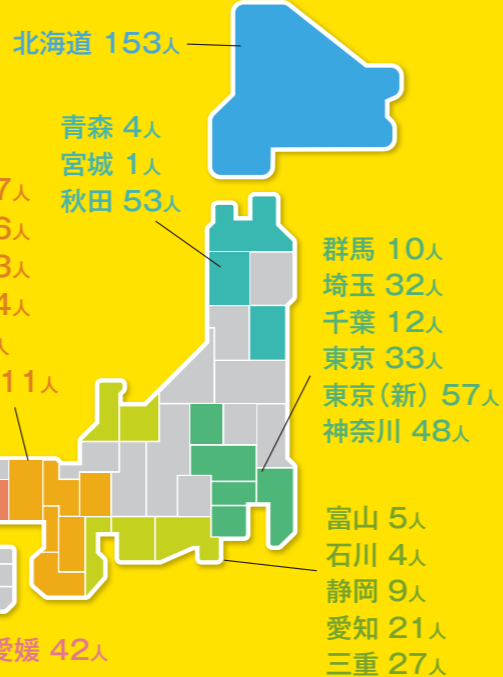


# 全国29都道府県で 1,000人を超える原告が 立ち上がっています!

提訴した原告合計1,025人

※亡くなった方等もおられるので原告数は最大時



## 原告の声



北海道 42歳  
吉田 伸さん

知的障害者の作業所に通いながら一人で生活しています。灯油代が上がる中、冬季加算が下げられたので、生活費を削って灯油代にまわさなければなりません。生活保護を受けていることを知られたくないと思っていましたが、いまは、自分のため、みんなのために裁判を最後まで頑張ろうと思っています。



京都府 56歳  
山崎信一さん

麻痺がある僕には、公費では支給されませんが、生活に必要な消耗品がいくつもありません。電動車いすを操作するためには、体全体の緊張を和らげなければなりません。そのため、一つ5,000円する特注の手袋で、右手をきつく縛って緊張をやわらげています。言語障害のある僕が意思を伝えるためにはiPadも必要。相次ぐ引き下げでこうした物を買うのも難しくなってきました。



愛知県 65歳  
千代盛 学さん

64歳のころ網膜剥離で中途失明し、生活保護を利用するようになりました。それまでは約30年、和食の料理人として働いていました。引き下げ前は週3度ほど湯舟につかれましたが、今は節約のために冬場も短時間のシャワーです。国からお前たちは要らないと言われていくように絶望感を感じます。



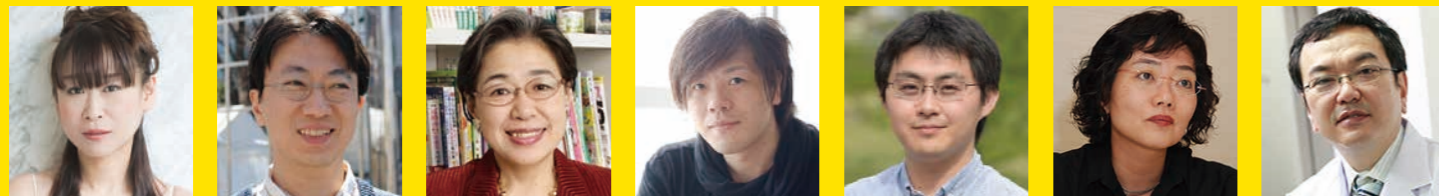
大阪府 75歳  
小寺アイ子さん

長年カラオケ喫茶を営んでいました。69歳のとき難病で働けなくなりました。貯えもなく、年金だけでは暮らせないため、生活保護を受けています。毎日100円の貯金で孫たちにお年玉や誕生日プレゼントをあげるのが生きがいです。でも、それも難しくなってきました。「ばあば、お金の？」と聞かれると胸が痛みます。

(年齢は2020年1月時点)

## \\ 私たちも応援しています。 //

※掲載は五十音順



雨宮処凛 (作家) | 稲葉剛 (住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人) | 荻原博子 (経済ジャーナリスト) | 平野啓一郎 (小説家) | 藤田孝典 (NPO法人ほっとプラス代表理事) | 本田由紀 (東京大学大学院 教育学研究科教授) | 和田秀樹 (精神科医)

## いのちのとりで裁判 全国アクション

【連絡先】  
〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16  
西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所  
弁護士 小久保 哲郎  
TEL06-6363-3310 FAX06-6363-3320

いのちのとりで  検索

HP: <https://inochinotoride.org/>

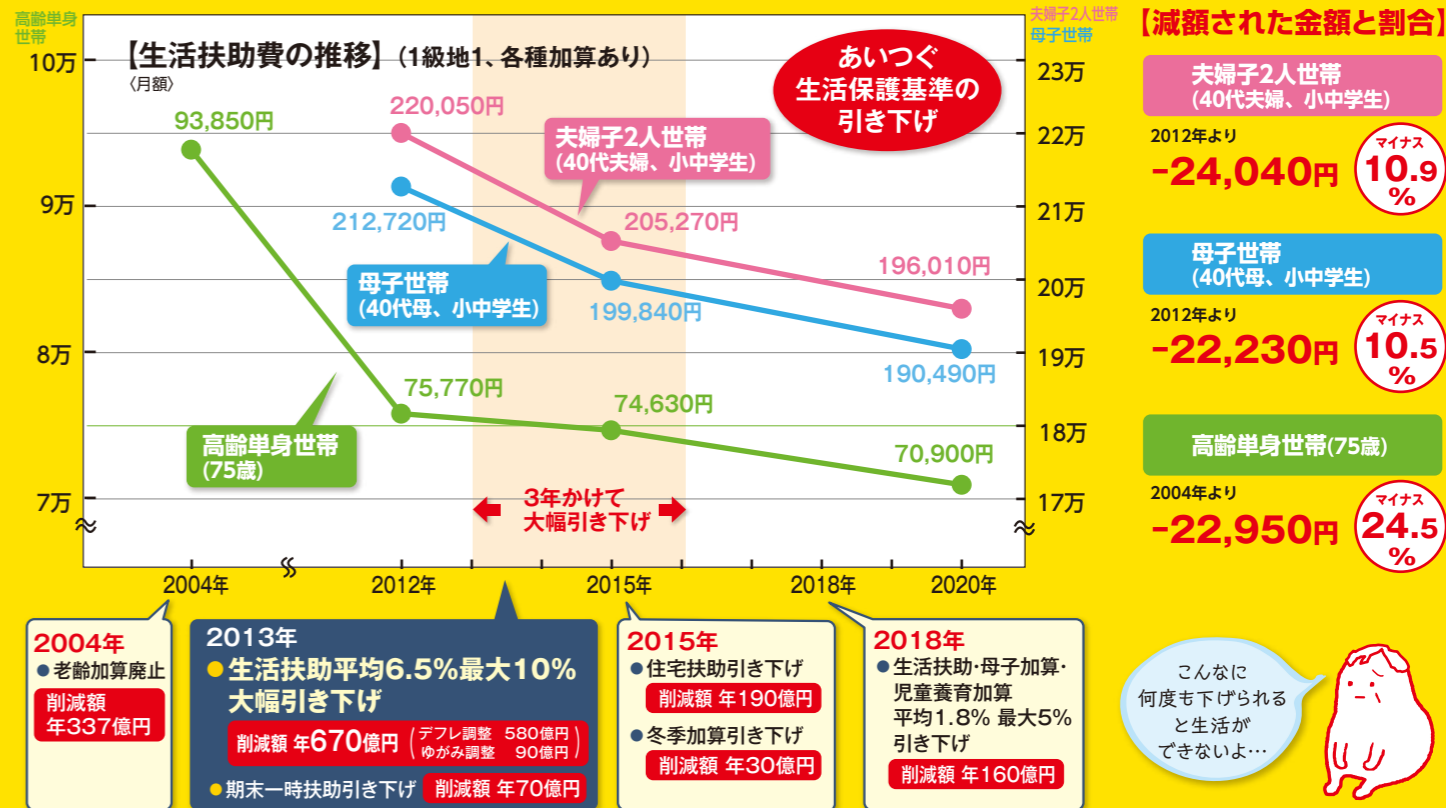
【取扱団体】

## 守ろう! 私たちの「いのちの最終ライン」

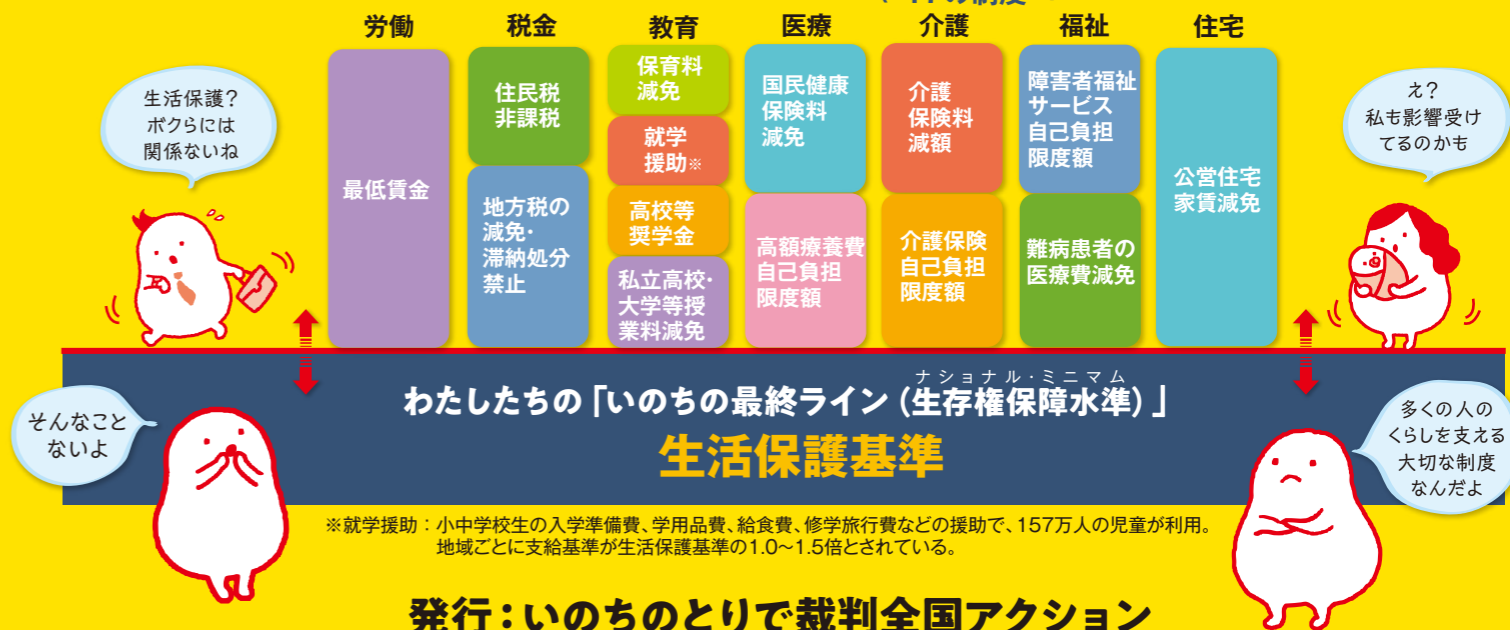
知っていますか? 生活保護基準引き下げ違憲訴訟

# いのちのとりで裁判

国は2013年8月から3年間かけて、生活扶助基準(生活保護基準のうち生活費部分)を平均6.5%、最大10%(年間削減額670億円)引き下げました。「物価偽装」までして強行した大幅引き下げに対しては、全国29都道府県で1,000人を超える人が裁判をおこしています。



## 生活保護基準は、さまざまな制度 (国の発表で47の制度) に連動しています



# いのちのとりで 裁判の争点

生活扶助基準の引き下げは、厚生労働大臣の裁量権逸脱・濫用であり、  
 憲法25条、生活保護法8条等に違反しているのではないか!?



## 国の主張

「健康で文化的な最低限度の生活」の基準設定には、厚生労働大臣に広範な裁量権がある



## 原告の主張

- 必要性・相当性を欠く制度後退は許されない(引き下げ)
- 大臣の裁量は生活保護法8条等の委任の範囲に限定される

### 憲法25条[生存権]

1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
 2項 国は、…社会福祉…の向上及び増進に努めなければならない。

### 生活保護法8条

1項 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基として行うものとする。  
 2項 前項の基準は、要保護者の年齢別、…世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものでなければならない。

## 削減総額 670億円

### デフレ調整 580億円削減

**厚労省の説明**  
 「物価」を計算したところ、2008年から2011年にかけて4.78%の下落がありました。「物価下落」を考慮して2013年から生活扶助費の一律削減を行いました。

この580億円は偽装なんだよ  
 なー! なんでそんなことを!?

## 「デフレ調整」は厚労省の生活扶助相当CPIによる物価偽装

### 問題1 生活保護基準部会※1に諮ることなく、独断でデフレ調整を採用した!

(デフレ調整を) 容認などはしていません。議論もしていないわけですから

岩田証人

岩田正美氏  
 日本女子大学名誉教授。貧困研究の第一人者で生活保護基準部会の元部会長代理。名古屋地裁の第19回弁論において原告側証人として証言。

※1 厚労省の社会保障審議会に設置された常設の部会。学識経験者による委員で構成され、生活保護基準の専門的評価及び検証を行っている。

### 問題2 物価考慮は、水準均衡方式※2の本質と矛盾!

※2 水準均衡方式とは、1983年から採用されている生活扶助基準の改定方法。一般世帯の消費水準と生活扶助基準の均衡を維持しようとするものです。

消費水準は、すでに物価の影響を受けた結果なので、さらに「物価を考慮」すると二重評価になってしまいます。

水準均衡という改定方式と物価考慮は矛盾します

岩田証人

### 問題3 デフレ調整は、生活保護世帯の消費実態と乖離したウェイト(購入割合)を前提に計算された

- 生活保護世帯の消費実態を調べた「社会保障生計調査」を使わず、一般世帯の消費支出を計算の元にした。
- 消費実態は所得の高低によって当然異なり、生活保護世帯のパソコンやテレビの支出割合は、一般世帯の1/4から1/3にしかならない。

### 問題4 物価下落率4.78%は、国際基準から逸脱した計算方式で作られた!

- 国際標準では物価指数を算出する計算方式は「ラスパイレス式」。
- 総務省統計局は、この方式を一貫して使用しているが、厚労省はパーシェ方式(下落率が大きくなる)を混用した。

2つの方式を同時に用いることは、方法論としてあり得ない生活扶助相当CPIは2008年の指数値が異常

上藤一郎氏  
 静岡大学教授。経済統計学会常任理事(2016年9月〜)。名古屋地裁の第18回弁論で原告側証人として証言

白井証人

	支出月額	テレビ・パソコン等	
		購入代	購入割合
2008年	家計調査(一般世帯)	296,932円	2,842円 0.96%
	社会保障生計調査(保護世帯)	169,799円	357円 0.21%
2010年	家計調査(一般世帯)	290,244円	4,043円 1.39%※3
	社会保障生計調査(保護世帯)	173,266円	737円 0.43%

白井証人作成の表より

※3 厚労省は、地デジ化でテレビの買換え需要が高まった2010年を基準年にした。

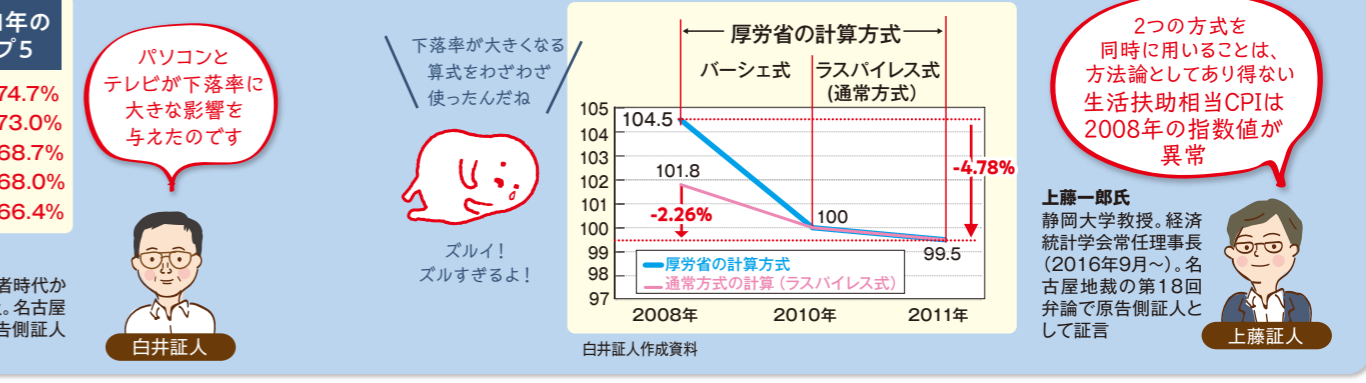
お金がないから電気製品なんて買えないのに〜

2008年から2011年の物価下落率トップ5

- 1 デスクトップパソコン -74.7%
- 2 ノートパソコン -73.0%
- 3 ビデオレコーダー -68.7%
- 4 カメラ -68.0%
- 5 テレビ -66.4%

パソコンとテレビが下落率に大きな影響を与えたのです

白井康彦氏  
 元中日新聞編集委員。記者時代から「物価偽装」問題を追及。名古屋地裁の第19回弁論で原告側証人として証言。



### ゆがみ調整 90億円削減

**厚労省の説明**  
 所得下位10%層(所得階級第1・十分位層)の消費実態と生活扶助基準の消費実態を、指数を用いて比較したところ、年齢・世帯人員・地域別に「ゆがみ」があり、これを是正するために調整を行いました。

### 問題1 基準部会の検証数値を独断で2分の1に!

- 北海道新聞が行った情報公開請求で入手した**取扱厳重注意文書**から発覚!
- 厚労省は、**激変緩和**のため検証数値を2分の1にしたというが、増額幅も抑制された結果、97億円の削減となった。

厚労省半分に抑制  
 高齢者世帯、月2千円減も

2016年6月18日 北海道新聞朝刊2面

不利益を受ける人がいるのに激変緩和? なんて基準部会に内緒で変えたの?

### 問題2 所得下位10%層(第1・十分位層)から生活保護世帯を除外せず比較!

- 比較する2集団は厳密に区別する必要があるため、過去の検証(2007年、2017年)では除外されてきた
- 基準部会の議論でも生活保護世帯を除外することとされていた

ちゃんとサンプルを除外しないで「ゆがみ」って分かるの?

### 大幅削減の背景

2012年12月の総選挙で自民党が政権に復帰。その選挙公約には「生活保護の給付水準10%引き下げ」がありました。

厚労省が自民党の公約を「忖度」!?

【高齢加算廃止に関する最高裁平成24年4月2日判決】  
**「統計等の客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無について審査されるべき」**

**いずれも欠いていることが明らかで、裁量権の逸脱・濫用があり違法!**